

非常勤講師 各位

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について（第2報）

1. 授業について

授業については、学生の学びの「場」としてのキャンパスライフの提供に努めることを目標とする。そのため、感染症防止対策を徹底しながら対面授業を可能な限り行うこととし、遠隔授業においては、更なる質的向上に努める。

* 緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域*¹からの来校及び帰県後14日以内(土・日・休日を含む。)または、緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域からの来校による授業については、原則対面では行わず遠隔授業で行うこととする。

* 感染指定地域*²に関しては、原則感染症防止対策を徹底しながら対面授業を可能な限り行うが、遠隔授業で行うことも良しとする。

(「緊急事態宣言対象区域」、「感染特別指定地域*¹」及び「感染指定地域*²」については、次頁参照)

(1) 対面授業についての注意事項

- 1) 対面授業を実施する際には、以下の条件を満たす必要がある。
下記(2)の『対面授業における感染症防止対策』を徹底できること。
- 2) 不測の事態に備え、対面型で行う予定の科目も、遠隔授業の準備もしておく。
- 3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行う。

(2) 対面授業における感染症防止対策

- 1) 教室におけるソーシャルディスタンスを確保する。
- 2) 常時、窓やドアの開放など、換気を行う。
- 3) 対面で発話・発声を伴う場合は、2m以上離れ小声で行う。授業前後や昼食時等に学生が密になっている場合には、回避を指導する。
- 4) 非常勤講師(以下「教員」という。)は、来校時に検温を行う。
- 5) 教員、学生ともに、授業中のマスク等の着用、授業前後の手洗い消毒を励行する。
特に、緊急事態宣言対象区域及び感染特別指定地域または感染指定地域からの来校にて実習の授業を行う場合は、教員は、原則として、マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等着用、使用備品の消毒及び、授業前後の手洗い消毒を励行する。
- 6) 授業開始時には体調不良者を確認する。(体調不良者は自宅で休養し、担任に連絡

- するよう指示する。その際、後日所定の欠席届け申出書を提出するように伝える。)
- 7) 不測の事態（濃厚接触者の把握など）に備えて、学生の出席確認を徹底する。
 - 8) 咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には登校しないよう学生に周知する。
上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。
 - 9) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、授業を実施しない。

2. 移動・往来について

緊急事態宣言対象区域、感染特別指定地域及び感染指定地域への移動・往来について
予定されている場合は、事前に各学科にご相談ください。

- * 「緊急事態宣言対象区域」については、内閣府のホームページをご参照ください。
<https://corona.go.jp/emergency/>

- * 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」については、以下の URL にアクセスして
各自確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

- * 「感染特別指定地域*¹」及び「感染指定地域*²」の基準等は、以下のとおりです。

「感染特別指定地域*¹」

基 準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上、
かつ、感染不明割合50%以上に該当する地域

「感染指定地域*²」

基 準：各都道府県の直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり5人以上、
かつ、感染不明割合50%に該当する地域